

承認第 14 号

日出町国民健康保険条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので同法第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 20 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

1 専決事項

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 6 年 11 月 29 日

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方
自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 11 月 29 日

日出町長 安 部 徹 也

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

日出町長 安 部 徹 也

日出町条例第 3 8 号

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険条例（昭和 3 5 年日出町条例第 1 号）を次のとおり改正する。

第 1 1 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。